

# 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業業務方法書実施細則の改正について

## <改正理由と内容>

平成28年度に補給金を交付した「アスパラガス」・「生しいたけ」及び交付予約数量を減らす「にら」について、業務対象年間を改正する。

また、別表1の備考3に、「国」・「県」・「共同出荷組織等」それぞれの負担割合を明記する。

新

○実施細則

第1条～第5条 (略)

附 則 (平成29年3月30日付け 園農第421号)

1 この業務方法書は、山形県知事の承認を受け平成29年4月1日から施行する。

旧

○実施細則

第1条～第5条 (略)

新

別表 1

業 務 区 分		業 務 対 象 年 間	保証基準 価 格 (円銭/kg)	最低基準 価 格 (円銭/kg)	資金造成 単 価 (円銭/kg)	
対象特定 野 菜 等	対象市場群					対象出荷期間
に ら	東 北 ブ ロ ッ ク	5月 1 日から 6月30日まで	<u>平成29年 5月 1日から</u> <u>平成31年 6月30日まで</u>	180.50	123.98 (135.25)	45.22 (36.18)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月 1 日から 6月30日まで	<u>平成29年 5月 1日から</u> <u>平成31年 6月30日まで</u>	204.00	140.21 (152.96)	51.03 (40.82)
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月 1 日から 10月31日まで	<u>平成29年 7月 1日から</u> <u>平成31年10月31日まで</u>	285.00	195.84 (213.64)	71.33 (57.06)
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月 1 日から 10月31日まで	<u>平成29年 7月 1日から</u> <u>平成31年10月31日まで</u>	315.00	216.62 (236.31)	78.70 (62.96)
ア ス パ ラ ガ ス  (グリーンアスパラガスに限る)	東 北 ブ ロ ッ ク	5月 1 日から 6月30日まで	<u>平成29年 5月 1日から</u> <u>平成31年 6月30日まで</u>	664.00	456.59 (498.10)	165.93 (132.74)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月 1 日から 6月30日まで	<u>平成29年 5月 1日から</u> <u>平成31年 6月30日まで</u>	729.50	501.59 (547.19)	182.33 (145.86)
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月 1 日から 9月30日まで	<u>平成29年 7月 1日から</u> <u>平成31年 9月30日まで</u>	706.50	485.87 (530.04)	176.50 (141.20)
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月 1 日から 9月30日まで	<u>平成29年 7月 1日から</u> <u>平成31年 9月30日まで</u>	749.00	515.12 (561.95)	187.10 (149.68)
生 い た け	東 北 ブ ロ ッ ク	5月 1 日から 6月30日まで	<u>平成29年 5月 1日から</u> <u>平成31年 6月30日まで</u>	618.50	425.32 (463.99)	154.54 (123.63)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月 1 日から 6月30日まで	<u>平成29年 5月 1日から</u> <u>平成31年 6月30日まで</u>	789.00	542.64 (591.97)	197.09 (157.67)
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月 1 日から 10月31日まで	<u>平成29年 7月 1日から</u> <u>平成31年10月31日まで</u>	646.50	444.34 (484.73)	161.73 (129.38)
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月 1 日から 10月31日まで	<u>平成29年 7月 1日から</u> <u>平成31年10月31日まで</u>	799.50	549.85 (599.84)	199.72 (159.78)
	東 北 ブ ロ ッ ク	11月 1 日から 12月31日まで	<u>平成29年 11月 1日から</u> <u>平成31年 12月31日まで</u>	758.50	521.58 (569.00)	189.54 (151.63)
	関 東 ブ ロ ッ ク	11月 1 日から 12月31日まで	<u>平成29年 11月 1日から</u> <u>平成31年 12月31日まで</u>	902.00	620.04 (676.41)	225.57 (180.46)
	東 北 ブ ロ ッ ク	1月 1 日から 4月30日まで	<u>平成30年 1月 1日から</u> <u>平成32年 4月30日まで</u>	743.00	510.92 (557.37)	185.66 (148.53)
	関 東 ブ ロ ッ ク	1月 1 日から 4月30日まで	<u>平成30年 1月 1日から</u> <u>平成32年 4月30日まで</u>	854.00	587.08 (640.45)	213.54 (170.83)

備考 1 最低基準価格及び資金造成単価の欄の ( ) は、業務方法書第 6 条に規定する「特例60」の申込みに基づく最低基準価格及び資金造成単価である。

備考 2 東北ブロック及び関東ブロックとは、別表 2 に定める市場群をいう。

備考 3 負担金の負担割合については、国・県・共同出荷組織等、それぞれ 3 分の 1 とする。  
但し、国の定める重要特定野菜（アスパラガス）にあつては国 2 分の 1、県・共同出荷組織等にあつては、それぞれ 4 分の 1 とする。

旧

別表 1

業 務 区 分			業 務 対 象 年 間	保証基準 価 格 (円銭/kg)	最低基準 価 格 (円銭/kg)	資金造成 単 価 (円銭/kg)
対象特定 野 菜 等	対象市場群	対象出荷期間				
に ら	東 北 ブ ロ ッ ク	5月 1 日から 6月30日まで	平成28年 5月 1日から 平成30年 6月30日まで	180.50	123.98 (135.25)	45.22 (36.18)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月 1 日から 6月30日まで	平成28年 5月 1日から 平成30年 6月30日まで	204.00	140.21 (152.96)	51.03 (40.82)
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月 1 日から 10月31日まで	平成28年 7月 1日から 平成30年10月31日まで	285.00	195.84 (213.64)	71.33 (57.06)
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月 1 日から 10月31日まで	平成28年 7月 1日から 平成30年10月31日まで	315.00	216.62 (236.31)	78.70 (62.96)
ア ス パ ラ ガ ス  (グリーン アスパラ ガスに限る)	東 北 ブ ロ ッ ク	5月 1 日から 6月30日まで	平成28年 5月 1日から 平成30年 6月30日まで	664.00	456.59 (498.10)	165.93 (132.74)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月 1 日から 6月30日まで	平成28年 5月 1日から 平成30年 6月30日まで	729.50	501.59 (547.19)	182.33 (145.86)
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月 1 日から 9月30日まで	平成28年 7月 1日から 平成30年 9月30日まで	706.50	485.87 (530.04)	176.50 (141.20)
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月 1 日から 9月30日まで	平成28年 7月 1日から 平成30年 9月30日まで	749.00	515.12 (561.95)	187.10 (149.68)
生 し い た け	東 北 ブ ロ ッ ク	5月 1 日から 6月30日まで	平成28年 5月 1日から 平成30年 6月30日まで	618.50	425.32 (463.99)	154.54 (123.63)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月 1 日から 6月30日まで	平成28年 5月 1日から 平成30年 6月30日まで	789.00	542.64 (591.97)	197.09 (157.67)
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月 1 日から 10月31日まで	平成28年 7月 1日から 平成30年10月31日まで	646.50	444.34 (484.73)	161.73 (129.38)
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月 1 日から 10月31日まで	平成28年 7月 1日から 平成30年10月31日まで	799.50	549.85 (599.84)	199.72 (159.78)
	東 北 ブ ロ ッ ク	11月 1 日から 12月31日まで	平成28年 11月 1日から 平成30年 12月31日まで	758.50	521.58 (569.00)	189.54 (151.63)
	関 東 ブ ロ ッ ク	11月 1 日から 12月31日まで	平成28年 11月 1日から 平成30年 12月31日まで	902.00	620.04 (676.41)	225.57 (180.46)
	東 北 ブ ロ ッ ク	1月 1 日から 4月30日まで	平成29年 1月 1日から 平成31年 4月30日まで	743.00	510.92 (557.37)	185.66 (148.53)
	関 東 ブ ロ ッ ク	1月 1 日から 4月30日まで	平成29年 1月 1日から 平成31年 4月30日まで	854.00	587.08 (640.45)	213.54 (170.83)

備考 1 最低基準価格及び資金造成単価の欄の ( ) は、業務方法書第 6 条に規定する「特例60」の申込みに基づく最低基準価格及び資金造単価である。

備考 2 東北ブロック及び関東ブロックとは、別表 2 に定める市場群をいう。

備考 3 負担金の負担割合については、3 分の 1 とする。 但し、国の定める重要特定野菜（アスパラガス）にあっては4分の 1 とする。